

山口県報

令和 7 年
9 月 1 日
(月曜日)

目次

○告示

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度（森林整備課



山口県告示第二百八十六号

令和七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和七年九月一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 水源涵養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	萩市（平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限り阿武郡阿武町）	萩市（平成十七年三月五日における萩市並域に限り阿武郡川上村、むつみ村及び旭村の区域における阿武郡阿東町の区域に限る。）	橋本川	
		水源涵養保安林（ヘクタール）	許可をすべき皆伐面積の限度		
		一四五・三六	土砂流出防備保安林（ヘクタール）		
		二一三〇・三三二			
		九四三・〇二			
		二七七・一四			

大津地区	長門市	四一六・七八	一七三・九九
豊浦地区	下関市	三八三・一六	二〇七・三五
厚東川～厚狭川	宇部市 美祿市 山陽小野田市	六七八・〇九	二五八・八九
樫野川	山口市（平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。）	二九〇・七〇	三六〇・九九
佐波川	山口市（平成十七年九月三十日における佐波郡徳地町の区域に限る。） 防府市	七六四・二一	三八二・五二
徳山地区	下松市 周南市（平成十五年四月二十日に下ける徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。）	三九七・七〇	一八六・二六
田布施川～島田川	光市 周南市（平成十五年四月二十日における熊毛郡熊毛町の区域に限る。） 熊毛郡上関町、田布施町及び平生町	一・九四	八四・七九
由宇川～柳井川	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂郡由宇町、玖珂町及び周東町の区域に限る。） 柳井市	一四・六六	一八八・〇六
錦川下流	岩国市（平成十八年三月十九日における玖珂市並びに玖珂郡本郷村、錦町、美川町及び美和町の区域に限る。） 玖珂郡和木町	五五八・七〇	一四三・六五
大島地区	大島郡周防大島町	―	七・〇六

二魚つき保安林

下関市	一二・五七	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇六		
萩市	二七・三六	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇二	周防大 島町	一二・五〇
区域の同一の単位とされる集団の（ヘクター）	許可をすべき皆伐面積の限度	区域の同一の単位とされる集団の（ヘクター）	許可をすべき皆伐面積の限度	区域の同一の単位とされる集団の（ヘクター）	許可をすべき皆伐面積の限度	区域の同一の単位とされる集団の（ヘクター）	許可をすべき皆伐面積の限度

三 保健保安林

山口県	同一の単位とされる 集団の区域	許可をすべき皆伐 面積の限度 (ヘクタール)
一三四・七〇		

令和七年九月一日
印刷
発行

発行人
所

山口県知事
庁